

しんぶん **大村洋子**

ヨーコ・ヨコスカ・ストーリー♪

2018年 お困りごと相談・特別号
三浦半島地区委員会 公郷2-21-1
046-851-1123
大村・携帯 090-1107-0498
ブログ [大村洋子](#) →検索

困っている方へ、このニュースを渡してください。

くらし 地域 市政

お困りごとをお寄せください

一緒に考え行動します



くらしが本当に立ち行かなくなったら、生活保護を取りましょう。

「でも、福祉に頼るのは嫌だなあ」そういう声もよく聴きます。生活保護はお願いするものではなく、憲法第25条にうたわれているように、国民の権利です。

国は暮らしていけないほど困窮している国民を放っておくことは許されないので。とはいっても、なかなか勇気がいりませんね。そんな時は、ぜひ、お声をかけてください。「話をして気持ちが楽になった」と言ってくれる方もたくさんいます。

連絡→ 大村洋子→ 090-1107-0498

病院に行きたい。しかし、保険証がない。

このままでは重症化してしまう。

国民健康保険料が高すぎて、払えず滞納が続いて、保険証がない方がいます。短期の保険証は、滞納総額の半分を払えばすぐに発行します・・・これが横須賀市の態度です。しかし、その額を払えば、はじめから滞納なんてしないはずですよ。

払えない自分が悪いから仕方がないと思わずに、ぜひ、ご相談ください。一緒に窓口に行きます。まずは医療にかかるために、いのちと健康を最優先しましょう。

“誰も一人にさせないまち”と上地市長は宣言しています

市営住宅・県営住宅には

家賃を安くする減免制度があります

ご存知ですか

市営住宅には世帯全体の収入を申告して、対象となれば、1年間家賃を安くする制度があります。手続きが面倒くさいのでは？と思っていますか。ご一報を、一緒に手続きを進めます。

県営住宅は毎年の現況届けを出していれば、対象世帯は減免となります。

しかし、どちらも自分から手続きをしなくてはいけないので、黙ったままですと進みません。「うちも対象かな？」と思う方はぜひ、手続きをおこなってみてはいかがでしょうか。

連絡ください。支援します。

通院の交通費も手続きすれば出るんです

複雑な生活保護制度。一緒に考えます

年金がある人
働いている人
家がある人
養育費が入る人

左の四角の人は、生活保護が受けられないと誤解されています。

収入のある方でも、最低生活基準以下の場合には生活保護の対象ですし、老朽化した持ち家の場合、むしろ活用して住むことが大事です。

生活保護を利用している方々から通院の交通費が大変という声をよく聴きますが、これも手続きを行えば、「移送費」として出ます。悩み事、困りごととはご遠慮されずご一報を。

大村洋子 → 090-1107-0498